2024年度団体結成届の提出方法について

三重大学の HP → 在学生用 HP → 課外活動・施設利用ボランティア→ 課外活動の概要から届出の様式を ダウンロードしてください。

注：団体結成届の書式と一緒に顧問教員指針、代表者指針のファイルもダウンロードしてください。（顧問教員の確認に必要です。）

⇩

団体結成届の書式に入力し、記入したファイルと顧問教員指針をメールで顧問教員に送り、確認してもらってください。（押印不要）
顧問教員が退職等で不在になり、準公認団体として申請する場合は、記入漏れがないかを確認して 直接提出先のアドレスに送ってください。

⇩

顧問教員からの承認後に、ファイル（エクセル）を学生支援チーム課外活動担当の下記アドレスにメールで提出してください。
（CCで顧問教員にも送付ください。）
データファイルのタイトルには必ずクラブ・サークル名を入れて提出してください。
（例：団体結成届（三重大学全学陸上競技部））

□ 内はクラブ・サークルの担当者（代表・主務等）がしてください。

提出期限　令和6年11月13日（水）
※継続による役員・人数変更は随時受付

【※】提出先メールアドレス　clubcircle@ab.mie-u.ac.jp
（CC：顧問教員）宛先注意のこと

⚠令和6年度より医学・全学の提出先アドレスは同じです

提出後に**会員の変更があった場合**は、速やかに**変更後の名簿を提出**してください。

公認の課外活動団体になることのメリット

１．課外活動中に怪我をした場合、保険の適用を受けられます。

→　入学時に多くの方が加入される学生教育研究災害傷害保険（略称「学研災」）で、正規の課外活動中に治療日数「１４日」を超えるような怪我を負った場合、保険金が支払われます。非公認団体の場合、学研災での保険適用はできません。

２．学内において新入生の勧誘活動を行うことができます。（ビラ配布・ポスター掲示など）

→　学内でビラの配付やポスターの掲示をする場合、学生支援チームへの届出の提出が必要ですが、許可をしているのは公認の課外活動団体のみです。無許可で、学内でビラ配付やポスター掲示を行っている場合は、即時撤去等を行います。

３．三重大学〇〇サークルのように、大学名を公に使用することができます。

→　学外において、三重大学の名前を語って活動してよいのは、団体結成届を提出し，大学公認であることの認められた団体のみです。（学生共通細則第２６条）また、公認団体のみ三重大学HP のクラブ・サークル一覧に掲載されます。

４．合宿所や翠陵会館など一部の課外活動施設が予約できるようになります。

→　公認団体になると、合宿所や翠陵会館の予約申請が行えるようになります。ただし、予約にあたってのルールや利用上の注意はあるので、必ず利用ができる訳ではありません。また、長期に渡り公認団体として実績を積めば、体育館・部室等の利用についても検討されます。

５．活動する上で有益な情報が提供されます。

→　イベントでの演奏やクラブへの取材など、大学を通じて依頼がくることが多々あります。また、クラブ・サークル連絡会等で皆さんに最新の情報をお伝えすると共に、学生支援チーム前にクラブ専用ボックスを設置し、学内で郵送物の受け渡しも可能となります。